

協議第42号

農林水産業関係事業の取扱い（その1）について

農林水産業関係事業の取扱い（その1）について提出する。

平成15年12月18日提出

本荘由利一市七町合併協議会
会長 本荘市長 柳田 弘

農林水産業関係事業の取扱い（その1）について

- (1) 土地改良事業については、新市において統一した受益者負担割合になるよう段階的に調整する。ただし、現在実施中の事業は事業完了まで、現行の受益者負担割合を継続する。
- (2) 農地・農業用施設災害復旧事業については、新市において統一した受益者負担割合になるよう段階的に調整する。
- (3) 市町村森林整備計画については、新市において現市町の計画を新市に引き継ぐような計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。
- (4) 内水面漁業振興については、現行のとおり新市に引き継ぎ、事業内容は新市において調整を図る。
- (5) 漁港の管理については、西目町の例を基本に調整し新市において管理する。また、漁港の占用施設は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

平成 年 月 日確認

本荘由利一市七町合併協議会の調整内容

協 定 項 目	(各種事務事業の取扱い) 農林水産業関係事業の取扱い(その1)
関 連 項 目	土地改良事業 農地・農業用施設災害復旧事業 市町村森林整備計画 内水面漁業振興 漁港管理

調整内容	<p>1. 土地改良事業については、新市において統一した受益者負担割合になるよう段階的に調整する。ただし、現在実施中の事業は事業完了まで、現行の受益者負担割合を継続する。</p> <p>2. 農地・農業用施設災害復旧事業については、新市において統一した受益者負担割合になるよう段階的に調整する。</p> <p>3. 市町村森林整備計画については、新市において現市町の計画を新市に引き継ぐような計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。</p> <p>4. 内水面漁業振興については、現行のとおり新市に引き継ぎ、事業内容は新市において調整を図る。</p> <p>5. 漁港の管理については、西目町の例を基本に調整し新市において管理する。また、漁港の占用施設は、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>
------	--

各 市 町 の 現 況				
項 目	本 荘 市	矢 島 町	岩 城 町	由 利 町
土地改良事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県営事業 ほ場整備事業(担い手育成基盤) 国 50 県 30 市 10 受益者 10 % 農地防災事業(ため池等整備) 小規模ため池 国 50 県 35 市 7.5 受益者 7.5 % 中規模ため池 国 50 県 40 市 5 受益者 5 % 農道整備事業(農免農道) 国 6/12 県 5/12 市 1/12 農業水利施設保全対策事業 国 50 県 25 市 10 受益者 15 % ・ 県単小規模土地改良事業 県 30 % 市 未定(10 %以上) ・ 市単独土地改良事業(災害除く) 市 1/3 以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県営事業 ほ場整備事業(担い手育成基盤) 国 50 県 30 町 10 受益者 10 % ・ 町道、河川など町の管理区分は町が負担 農地防災事業(ため池等整備) 小規模ため池 国 50 県 35 町 15(7.5) % 受益者 0(7.5) % ()管理区分で受益者負担を調整 ・ 県単小規模土地改良事業 県 30 町 10 受益者 60 % 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県営事業 水路整備事業(土地改良総合) 国 50 県 35 町 10 受益者 5 % ・ 整備内容により負担割合が異なる ・ 県単小規模土地改良事業 県 30 % 町 未定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県営事業 ほ場整備事業(担い手育成基盤) 国 50 県 30 町 10 受益者 10 % 農地防災事業(ため池等整備) 小規模ため池 国 50 県 35 町 7.5 受益者 7.5 % 中規模ため池 国 50 県 40 町 5 受益者 5 % 農道整備事業(農免農道) 国 6/12 県 5/12 町 1/12 農業水利施設保全対策事業 国 50 県 25 町 10 受益者 15 % ・ 県単小規模土地改良事業 県 30 町 55 受益者 15 % ・ 町単土地改良事業(農道舗装等) 町 50 % 以内

各 市 町 の 現 況				
項 目	大 内 町	東 由 利 町	西 目 町	鳥 海 町
土地改良事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県営事業 ほ場整備事業(担い手育成基盤) 国 50 県 30 町 10 受益者 10 % 農地防災事業(ため池等整備) 中規模ため池 国 50 県 40 町 8 受益者 2 % 農道整備事業(農免農道) 国 6/12 県 5/12 町 1/12 ・ 県単小規模土地改良事業 県 30 町 10 受益者 60 % ・ 町単小規模土地改良事業 (かんがい排水・暗渠排水・客土・ほ場整備・農道整備・畦畔改良・老朽ため池) 町 40 % 以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県営事業 ため池整備事業(農業用ため池) 国 50 県 40 町 10 受益者 0 % (公共性の有無により受益者負担あり) ・ 県単小規模土地改良事業 県 30 町 10 受益者 60 % ・ 町単産業道路整備事業 (改良・舗装・維持補修・橋梁補修) 町 70 % 以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県営事業 ほ場整備事業(担い手育成基盤) 国 50 県 30 町 10 受益者 10 % 農地防災事業(ため池等整備) 中規模ため池：東溜池地区 国 50 県 40 町 10 % 基幹水利施設補修事業 国 50 県 25 町 25 % ・ 受益者負担検討 ・ 県単小規模土地改良事業 県 30 % 町 未定 ・ 町単土地改良事業 (かんがい排水・ほ場整備) 町 40 % 以内 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県営事業 農地防災事業(ため池等整備) 小規模ため池 国 50 県 35 町 8 受益者 7 % 中規模ため池 国 50 県 40 町 8 受益者 2 % ・ 県単小規模土地改良事業 県 30 % 町 未定 ・ 町単小規模土地改良事業 (県単総合土地改良事業に準ずる事業、但し客土、暗渠排水、畦畔改良を除く) 町 40 % 以内

具 体 的 な 調 整 方 法	
土地改良事業	土地改良事業については、新市において統一した受益者負担割合になるよう段階的に調整する。ただし、現在実施中の事業は事業完了まで、現行の受益者負担割合を継続する。

調整内容	<p>1. 土地改良事業については、新市において統一した受益者負担割合になるよう段階的に調整する。ただし、現在実施中の事業は事業完了まで、現行の受益者負担割合を継続する。</p> <p>2. 農地・農業用施設災害復旧事業については、新市において統一した受益者負担割合になるよう段階的に調整する。</p> <p>3. 市町村森林整備計画については、新市において現市町の計画を新市に引き継ぐような計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。</p> <p>4. 内水面漁業振興については、現行のとおり新市に引き継ぎ、事業内容は新市において調整を図る。</p> <p>5. 漁港の管理については、西目町の例を基本に調整し新市において管理する。また、漁港の占用施設は、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>
------	--

各 市 町 の 現 況				
項 目	本 荘 市	矢 島 町	岩 城 町	由 利 町
農地・農業用施設災害復旧事業	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助対象事業 農業用施設災害 国 65 % 市 35 % 受益者 0 % 農地災害 国 50 % 市 0 % 受益者 50 % 査定設計書作成経費(測量設計) 全額受益者負担、受益者が コンサルと契約を結ぶ ・市単独小規模災害復旧事業 市 1/3 	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助対象事業 農業用施設災害 国 65 % 町 26 % 受益者 9 % 農地災害 国 50 % 町 38 % 受益者 12 % 査定設計書作成経費(測量設計) 町で設計 町 50 % 受益者 50 % ・町単農地・農業用施設災害復旧事業 施設災害 町 50 % (補助限度額 25 万円) 農用地災害 町 25 % (補助限度額 12.5 万円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助対象事業 農業用施設災害 国 65 % 町 35 % 受益者 0 % 農地災害 国 50 % 町 50 % 受益者 0 % 査定設計書作成経費(測量設計) 全額受益者負担、町がコンサル と契約を結ぶ 	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助対象事業 農業用施設災害 国 65 % 町 20 % 受益者 15 % 農地災害 国 50 % 町 35 % 受益者 15 % 査定設計書作成経費(測量設計) 町 50 % 受益者 50 %、受益者 がコンサルと契約を結ぶ ・町単農業用施設災害復旧事業 幹線水路等 町 50 % 個人管理施設 町 20 % 事業費下限 10 万円
市町村森林整備計画	<p>本荘市森林整備計画 国の全国森林計画及び県の地域 森林整備計画に即した市町村に おける森林整備のマスタープラン であり地域林業整備方針を定める 計画期間：10年間、5年毎見直し 策定年度：平成 13 年度</p>	<p>矢島町森林整備計画 国の全国森林計画及び県の地域 森林整備計画に即した市町村に おける森林整備のマスタープラン であり地域林業整備方針を定める 計画期間：10年間、5年毎見直し 策定年度：平成 13 年度</p>	<p>岩城町森林整備計画 国の全国森林計画及び県の地域 森林整備計画に即した市町村に おける森林整備のマスタープラン であり地域林業整備方針を定める 計画期間：10年間、5年毎見直し 策定年度：平成 13 年度</p>	<p>由利町森林整備計画 国の全国森林計画及び県の地域 森林整備計画に即した市町村に おける森林整備のマスタープラン であり地域林業整備方針を定める 計画期間：10年間、5年毎見直し 策定年度：平成 13 年度</p>

各 市 町 の 現 況				
項 目	大 内 町	東 由 利 町	西 目 町	鳥 海 町
農地・農業用施設災害復旧事業	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助対象事業 農業用施設災害 国 65 % 町 28 % 受益者 7 % 農地災害 国 50 % 町 40 % 受益者 10 % 査定設計書作成経費(測量設計) 全額受益者負担、受益者が コンサルと契約を結ぶ ・町単災害復旧事業 町 1/3 (補助限度額 30 万円) 事業費下限 3 万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助対象事業 農業用施設災害 国 65 % 町 35 % 受益者 0 % 農地災害 国 50 % 町 45 % 受益者 5 % 査定設計書作成経費(測量設計) 町 100 % ・町単小災害復旧事業 農地 町 50 % 以内 施設 町 70 % 以内 (ただし揚水機は 50 % 以内) 事業費下限 10 万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助対象事業 農業用施設災害 国 65 % 町 35 % 受益者 0 % 農地災害 国 50 % 町 50 % 受益者 0 % 査定設計書作成経費(測量設計) 町 100 % ・町単農業用施設災害復旧事業 町 65 % 以内 事業費下限 20 万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助対象事業 農業用施設災害 国 65 % 町 15 % 受益者 20 % 農地災害 国 50 % 町 30 % 受益者 20 % 査定設計書作成経費(測量設計) 町 80 % 受益者 20 % 町がコンサルと契約を結ぶ ・町単小規模災害復旧 町単小規模土地改良事業実施基準を準用
市町村森林整備計画	<p>大内町森林整備計画 国の全国森林計画及び県の地域森林整備計画に即した市町村における森林整備のマスタープランであり地域林業整備方針を定める 計画期間：10年間、5年毎見直し 策定年度：平成 14 年度</p>	<p>東由利町森林整備計画 国の全国森林計画及び県の地域森林整備計画に即した市町村における森林整備のマスタープランであり地域林業整備方針を定める 計画期間：10年間、5年毎見直し 策定年度：平成 12 年度</p>	<p>西目町森林整備計画 国の全国森林計画及び県の地域森林整備計画に即した市町村における森林整備のマスタープランであり地域林業整備方針を定める 計画期間：10年間、5年毎見直し 策定年度：平成 13 年度</p>	<p>鳥海町森林整備計画 国の全国森林計画及び県の地域森林整備計画に即した市町村における森林整備のマスタープランであり地域林業整備方針を定める 計画期間：10年間、5年毎見直し 策定年度：平成 13 年度</p>

具 体 的 な 調 整 方 法	
農地・農業用施設災害復旧事業	農地・農業用施設災害復旧事業については、新市において統一した受益者負担割合になるよう段階的に調整する。
市町村森林整備計画	市町村森林整備計画については、新市において現市町の計画を引き継ぐような計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。

調整内容	<p>1. 土地改良事業については、新市において統一した受益者負担割合になるよう段階的に調整する。ただし、現在実施中の事業は事業完了まで、現行の受益者負担割合を継続する。</p> <p>2. 農地・農業用施設災害復旧事業については、新市において統一した受益者負担割合になるよう段階的に調整する。</p> <p>3. 市町村森林整備計画については、新市において現市町の計画を新市に引き継ぐような計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。</p> <p>4. 内水面漁業振興については、現行のとおり新市に引き継ぎ、事業内容は新市において調整を図る。</p> <p>5. 漁港の管理については、西目町の例を基本に調整し新市において管理する。また、漁港の占用施設は、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>
------	--

各 市 町 の 現 況				
項 目	本 荘 市	矢 島 町	岩 城 町	由 利 町
内水面漁業 振興	<ul style="list-style-type: none"> ・河川放流事業 事業主体：子吉川水系漁業協同組合 放流種：鮎、鯉、イワナ、ヤマメ、ヤツメウナギ 補助金：135 千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・水産動物放流事業 事業主体：矢島町漁業協同組合 放流種：鮎、イワナ、ヤマメ 補助金：150 千円 事業主体：矢島町 放流種：鮎 事業費：1,176 千円 事業主体：矢島町 放流種：ワカサギ、ニジマス、鯉 放流先：花立堤 事業費：410 千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・鮭ふ化事業 事業主体：道川漁業生産組合 放流種：鮭 補助金：360 千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・放流事業 事業主体：子吉川水系漁業協同組合 放流種：鮎、鯉、イワナ、ヤマメ 補助金：80 千円 ・子吉川、鮎川鮎稚魚放流事業 事業主体：由利地区・鮎川地区子吉川水系漁業協同組合 放流種：鮎 補助金：270 千円
漁港管理	<ul style="list-style-type: none"> ・松ヶ崎漁港 管理：本荘市 漁港指定：第 1 種漁港 占用施設：活魚センター 		<ul style="list-style-type: none"> ・道川漁港 管理：秋田県（H18 より一部町管理となる予定） 漁港指定：第 1 種漁港 	

各 市 町 の 現 況				
項 目	大 内 町	東 由 利 町	西 目 町	鳥 海 町
内水面漁業 振興	<ul style="list-style-type: none"> ・魚族放流事業 事業主体：子吉川水系漁業協同組合 放流種：鮎、鯉、イワナ、ヤマメ、ヤツメウナギ 補助金：130 千円 事業主体：芋川漁業協同組合 放流種：鮎、鯉、イワナ、ヤマメ、ヤツメウナギ、川蟹 補助金：130 千円のうち 65 千円を放流事業に充当 	<ul style="list-style-type: none"> ・鮎稚魚放流事業 事業主体：東由利町 放流種：鮎 事業費：240 千円 	<ul style="list-style-type: none"> ・西目川鮭稚魚放流事業 事業主体：西目川鮭生産組合 放流種：鮭 補助金：なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・淡水魚放流事業 事業主体：鳥海町 放流種：鮎、イワナ、ヤマメ 事業費：842 千円
漁港管理			<ul style="list-style-type: none"> ・西目漁港 管理：西目町 漁港指定：第 1 種漁港 	

具 体 的 な 調 整 方 法	
内水面漁業 振興	内水面漁業振興については、現行のとおり新市に引き継ぎ、事業内容は新市において調整を図る。
漁港管理	漁港の管理については、西目町の例を基本に調整し新市において管理する。また、漁港の占用施設は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

